

令和7年 12月からの大雪により 被害を受けた農業者等の皆様へ

令和7年 12月からの大雪により被災した農業者等の
被害防止・施設復旧に対する支援概要についてお知らせします

①被害防止対策

○助成対象経費

- ・樹園地に使用する融雪剤の購入費や散布に係る委託料等
- ・樹体や果樹棚等を保護する除排雪作業に係る雇用労賃等

○補助率

税抜き事業費の 2/3(千円未満切捨て)

○申請に必要な書類

- ・被災写真(被害状況、完成写真) ・位置図 ・契約書や支払伝票(領収書)
- ・作業日誌 ・納品書 等

②樹園地復旧支援

○助成対象経費

- ・捕植・改植に必要な苗木、支柱、土壌改良資材等の資材、抜根等に要する経費
- ・被害樹の補修再生に必要な支柱・接合金具、傷口保護剤等
- ・果樹棚等の復旧に必要な資材、解体撤去・組立に要する経費、外部への委託施工工事、施工等に必要な機材等の賃借料

○補助率

税抜き事業費の 2/3(千円未満切捨て)

○申請に必要な書類

- ・被災写真(被害状況、完成写真) ・位置図 ・契約書や支払伝票(領収書)
- ・作業日誌 ・納品書 等

③施設等復旧支援(パイプハウス等)

助成対象経費

・生産施設及び付帯施設等の復旧費用・解体撤去費・組立費

※農畜産物の生産に供する施設に限ります。格納庫等として使用する場合は対象外。

○補助率

税抜き事業費の2/3(千円未満切捨て)

※事業費の上限設定があります。

※農業用機械については、修繕に対する助成とします。

※被害施設に共済金等が支払われた場合は、助成対象事業費から共済金等を除いた額を上限とし、補助率の範囲内で助成します。

○申請に必要な書類

・見積書の写し又は経費の内訳を証明する書類

・被災写真(被害状況、完成写真)

・位置図

・契約書や支払伝票(領収書)

・納品書 等

※①②③共に、令和7年12月27日以降の取組みに対して助成します

需要額調査の報告について

○報告方法

このチラシで示している「申請に必要な書類」をお持ちのうえ、市役所農林課に来庁願います。被害状況を聞き取りし、要件を満たすか確認いたします。

○持ち物 需要額報告書、申請に必要な書類

○報告期限 令和8年5月8日(金)まで

○問合せ先 北秋田市役所 農林課 農業振興係

TEL 0186-62-5514 FAX 0186-62-5514

E-mail agri@city.kitaakita.akita.jp